

## 規制免除レベル

### 規制免除レベル きせいめんじょレベル

極めて低レベルの放射線源や被ばくを伴う行為で、それを規制することが合理的ではないという観点に立って規制から除外する放射性同位元素の量と濃度の限度。IAEAは1996年に「電離放射線に対する防護と放射線源の安全のための国際基本安全基準」（以下、BSS）を刊行した。このうち、規制免除レベルに関して、文部科学省放射線審議会は2002年10月の報告書で、国民の安全性を担保する観点で問題はなく、我が国の法令にBSS規制免除レベルを取り入れることが適切と結論付けた。これを受けて、原子力安全委員会の放射線障害防止基本専門部会は2003年3月の報告書で、BSS規制免除レベルを国内法令に取り入れ、規制に反映することは時宜を得た適切な措置とした。また、規制除外及びクリアランスとの関係を以下のように整理している。規制除外の基準とは自然に存在する放射性同位元素等本来規制に馴染まない放射線源を規制から除外する基準のことである。クリアランスレベルとは規制下にある放射性廃棄物等を規制から解放してよいとする基準で、BSSは規制免除レベルより高くないようにクリアランスレベルを定めることとしており、原子力安全委員会も、今後、これらの基準の整合性や関連等を検討していく必要がある。

---

<登録年月>

2010年12月

---

---